第九管区海上保安本部公示第38号

水路業務法(昭和 25 年法律 102 号)第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年8月6日

松浜海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県新潟地域振興局

住 所 新潟県新潟市秋葉区新津 4524-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 松浜海岸(付図に示すとおり)

期 間 令和3年8月23日から令和3年9月20日までのうち5日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則 (昭和 25 年運輸省令第 55 号) 第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。

第九管区海上保安本部公示第38号

水路業務法 (昭和 25 年法律 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年8月6日

第九管区海上保安本部長 宇己曾区 白石 昌州中日川中 十部記出

松浜海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県新潟地域振興局

住 所 新潟県新潟市秋葉区新津 4524-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 松浜海岸(付図に示すとおり)

期 間 令和3年8月23日から令和3年9月20日までのうち5日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令第 55 号)第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。